

## 特別支援学校教諭免許状領域の追加

(特F) 実務経験年数をもとに、検定によって特別支援学校教諭免許状に係る新教育領域の追加をする。

【根拠規定】 教育職員免許法第5条の2第3項  
教育職員免許法施行規則第7条第6項

※千葉県教育委員会が発行した特別支援学校教諭（盲・聾・養護学校教諭を含む）免許状に新教育領域の追加の定めを受ける。

（新教育領域の追加は、免許状の授与を受けた都道府県教育委員会に依頼する。）

### (1) 追加に必要な修得単位

追加しようとする領域	修得すべき科目	必要単位数	
		1種 (専修)	2種
視覚障害者に関する教育領域	心理等に関する科目（1単位以上） 教育課程等に関する科目（1単位以上）	4	2
聴覚障害者に関する教育領域	心理等に関する科目（1単位以上） 教育課程等に関する科目（1単位以上）	4	2
知的障害者に関する教育領域	心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目（1単位以上）	2	1
肢体不自由者に関する教育領域	心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目（1単位以上）	2	1
病弱者に関する教育領域	心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目（1単位以上）	2	1

※第3欄科目が不足することとなる場合には、不足する単位数と同数以上の単位を修得すること。

根拠規定 [教育職員免許法施行規則第7条第5項]

### (2) 追加に必要な最低在職年数 1年

実務の検定は、特別支援学校の教員（専修免許状又は1種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員に限り、2種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合にあっては、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。）として1年間良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする。

根拠規定 [教育職員免許法施行規則第7条第6項の3]